2016年4月11日

長崎大学 学長 片峰 茂 様 長崎県知事 中村法道 様 長崎市長 田上富久 様

坂本キャンパスにBSL4を建設することを前提とした「地域連絡協議会」設置の中止と、住民を無視した、「坂本キャンパスにBSL4を設置する計画」の白紙撤回を改めて求める

くらしと地域を考える長崎市民の会代表 吉田省三 【連絡先】長崎自治労連 長崎市桜町5-7 電話 095-825-7513

長崎大学は昨年、県・市に相談もなく「設置準備費」を予算要求し、「基本設計費を含む」と報道された。長崎市は市議会において、「文科省としても、現在、地元の合意は得られておらず、3 者で基本協定を締結し、課題解決に取り組んでいる段階という認識であり、設置を前提とした着工にかかる予算ではないと確認した」と報告しているが、大学の動きは、いかにも不明朗であった。 先日、3月末の報道で、片峰学長は、「設置準備費」1億2000万円のなかに「施設の予備設計も入ってくる」と言明した。「ゴーサインは出ていない」としながら、どんどん実質的準備に入ることが明確になった。住民・市民を愚弄している。

長崎大学は、県・市との3者連絡協議会において、「外国でも市街地にある」「坂本キャンパスが便利」という従来からの主張のための資料を提出し、11月に「安全確保の方策(案)」を示した。周辺住民多数の「住宅密集地につくるな」という声を無視して片峰学長は、「坂本キャンパス以外は検討しない」としている。「安全確保の方策(案)」にしても、私たち「市民の会」が質問したことに実証的に答えるものにはなっておらず、ますます「BSL4を住宅密集地につくる危険性は濃厚」と言わなければならない。

「安全確保の方策(案)」は、長崎大学自らが設置した「有識者会議」の指摘検討事項すらクリアしておらず「坂本設置を云々できる状況ではない」といわなければならない。ところが、3月の第6回3者連絡協議会で、「長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会」設置を長崎大学・長崎県・長崎市が合意し、4月に委員の公募にとりかかった。

この地域連絡協議会は、その規約を見ると、長崎大学と長崎県・長崎市の3 者連絡協議会のもとに置かれる。議長選出の規定すらなく、公開するという規 定もない。委員の一部を公募するが、BSL4を坂本キャンパスに設置するこ とを前提に「情報を提供」し、「地域住民の安全・安心の確保等について協議」 するという。拙速すぎるうえ、「坂本以外の検討はしません」と不遜きわまり ない。

「BSL4施設の坂本キャンバス設置に反対する地元自治会連絡会」が3月30日、片峰学長に対して「住宅地に造るな」「住民の同意なしに計画を進めるべきではない」と、計画の中止を求めた。このことは、同計画が周辺住民の同意を得られていない一端を示すもので、極めて重いものがある。

繰り返すが、坂本設置を云々できる状況ですらなく、坂本キャンパスにBSL4を建設することを前提とした「地域連絡協議会」設置の中止を求める。

住民無視で、住宅密集地の坂本地区にBSL4を設置する計画の白紙撤回を 改めて求める。

以下に「地域連絡協議会」設置中止を求める理由・根拠を具体的に述べる。

(1)地域連絡協議会は、住民の意見を反映させる組織ではない。

地域連絡協議会は、長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会規約(規約)によって設置される。その目的は、「検討状況に関する情報の地域住民への提供」、「地域住民の安全・安心の確保等について協議する」(規約 1条)ことである。住民は、検討の結果について情報の提供を受けるにすぎず、また設置を前提として安全・安心の確保等について協議することになる。

住民が問題視し論議を求めていることは、当該施設の坂本地区への立地そのものであり、それ以外ではない。それにも関わらず、規約1条及び3条は、最も議論すべきことをあらかじめ除外しているのである。

(2)地域連絡協議会は、「地元合意」を詐称するアリバイづくりための組織である。

中央官庁が、「長崎大学の検討・調整状況等」を踏まえること、すなわち地元の合意を前提に必要な支援を行うという姿勢をとっていることから、形式的にでも地元合意の外観を得たいという大学の願いにこたえることが、この組織を設置する目的である。

周辺自治会を、この地域連絡協議会に「呼びつけて、参加させる」ことにより、「調整に協力」=「地元合意成立かのような外観をつくる」という大学の目的に否応なく協力させられることになる。

自治会会員多数の明確な「坂本設置に反対」の意思に基づいて「坂本に設置ありきは納得できない」と、地域連絡協議会への不参加を宣言した自治会長の思いは理解できる。

(3)地域連絡協議会の委員構成は、民主性・多様性を認めたものでない。

地域連絡協議会の構成についての規約の規定には多くの不備がみられる。先に述べたように、例えば議長の選出の規定、会議の公開の規定の欠落等は、初歩的な検討漏れすらある。

しかし、最も重要なことは、多様な意見の検討を保障する構成となっていないことである。第6回3者連絡協議会において、長崎市委員からだされた(設置に)「賛成する意見だけでなく、反対意見をもつ者の参加も保障する」との見解が、その後規約の規定上に工夫された形跡が見当たらない。

住民参加を印象づけるため、規約は「公募により選定された者」の規定もおいている(2条1項9号)。しかし、募集期間を、2週間にするなど形式的である。

(4)地域連絡協議会における行政の役割が明確でない。

地方公共団体の役割は、いうまでもなく「住民の福祉の増進を図ること」(地方自治法 1 条の 2)である。3 者連絡協議会において、長崎県・長崎市は、危険な施設の設置による人格権の侵害から住民を保護し、住民の福祉の増進を図る役割を果たしてきたであろうか。それどころか、大学の計画に理解を示すという長崎市の姿勢は、「行政の中立性」という建前まで放棄したものとなっていないか。今後、住民まで入れた地域連絡協議会で、こうした従来の行政の姿勢が継続し増幅する懸念が大きい。

問題の解決にあたっては、自治会・住民団体の連合体と大学の直接の団体交渉方式で実施する以外にはないだろう。

【次に、いかに、住民無視、安全無視を重ねてきたかを示しておく】

長崎大学が、BSL4 を坂本キャンパスに建設するとして、住民説明会を開始したのは、2012年5月だった。以後、一貫して、長崎大学は「必要性と意義」を強調し、「外国では市街地にある」「安全確保の設計になっている」と繰り返してきた。

住宅密集地にBSL4をつくることは「絶対安全とは言えない」と住民・市民の声には、正面から応えず、「事実誤認や間違った解釈」「正確な科学的根拠や情報・事実あるいは見解に基づいておらず」「反対者は少数に過ぎない」などと切り捨ててきた。

2014年12月、長崎大学は長崎市議会と長崎県県議会に「感染症研究拠点の早期整備求める請願」を提出した際に、長崎市側も長崎県側も「安全性の確保と住民の理解が前提」と発言したように、住民の合意は得られていないことが浮き彫りになった。

2015年には、5月に周辺自治会が住民アンケート結果を公表し、私たち「市民の会」が提出した「公開質問状(3月提出)」が、長崎大学が設置した「有識者会議」に提出された。

7 月に「有識者会議」は、「市民の会」が公開質問状でとりあげた「施設の

本来的危険性」「感染症研究の在り方」は不問にしたものの、「まずは、安全性の確保について住民のコンセンサスを得ること」「特にヒューマンエラー対策、テロ対策をまとめること」「住民との共存関係をつくること」などを求めた。このあと、長崎大学は「有識者会議」のまとめを踏まえたとして「市民の会」に公開質問に初めて文書で『回答』したが、「実証的・具体的回答」はなく「市民の会」は8月に「『回答』への質問状」を提出した。

2015年6月、「課題を整理する」とした「有識者会議」答申も待たす、長崎大学は長崎県・長崎市と「感染症研究拠点整備に関する基本協定」を締結した。この協定締結時も行政側は「安全性の確保と住民の理解が前提」とし、「坂本キャンパス以外も検討を」などとコメントしている。この「基本協定」にもとづく「感染症研究拠点整備に関する連絡協議会(以下、3 者連絡協議会)」が8月に第1回を開催される前に、長崎大学は県・市に相談もなく「設置準備費」を予算要求し、「基本設計費を含む」と報道された。 長崎市は文科省に内容を問い合わせて、9月市議会で「文科省としても、現在、地元の合意は得られておらず、3 者で基本協定を締結し、課題解決に取り組んでいる段階という認識であり、『設置を前提とした着工にかかる予算ではなく、安全性の確保を具体的に検討していくための予算である』」と答弁している。

10月の第2回3者連絡協議会では、長崎大学は「外国でも市街地にある」「坂本キャンパスが便利」という主張のための資料を提出した。「施設の安全管理等の情報を整理した上でないと坂本キャンパスに設置してもよいとは言えない」というまとめになっている。11月の第3回3者連絡協議会に長崎大学は、「安全確保の方策について」論議されているが、坂本設置を云々する段階にはない。しかるに、2月の第5回3者連絡協議会には、「BSL-4施設設置連絡協議会(仮称)のイメージ」なるものを長崎大学が提出。坂本キャンパスへの設置は、住民も自治体も国でさえ認めていない段階で、「設置が決まった後のこと」を議題に出してきた。住民無視で、既成事実化を図ろうとするものである。